第四条の五各号列記以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「次号において」を「次号及び第三号ロにおいて」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ　当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四　当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。第四条の六の二第四号において同じ。）がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の六の二各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「（法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、第一号及び第二号）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「次号において」を「次号及び第三号ロにおいて」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ　当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四　当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の七第三号イ及びロ以外の部分中「並びに次」の下に「（同項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、イ及びロ）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第七条の二の見出し中「従業者数」を「総務省令で定める経済構造統計等」に改め、同条中「事業所統計」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により調査した令和三年六月一日現在における」を「前項に規定する統計表に記載された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

第七条の二の二中「事業所統計」を「経済構造統計」に改める。

第七条の二の九の見出し中「額」を「経済構造統計等」に改め、同条中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計」を「経済構造統計」に、「商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」を「前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「Ｉ二　小売商品計」に、「「計」の欄の額から、同表」を「都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「Ｉ二　小売業」のうち「一　個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表」に、「六〇　その他の小売」を「品目（小売）」に、「「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）」を「都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表」に、「小売計」のうち「商品販売形態」を「商品販売形態別」に、「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」を「三　通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」に、「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」を「四　インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」に、「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」を「五　自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」に改め、「合計額と」の下に「前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された」を、「控除した額の合計額」の下に「に相当する額として総務大臣が定める額」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の百十四第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち次の各号に掲げるものをいう。

一　産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち品目編第二表（商品分類（小売）別事業所数及び年間商品販売額―全国、都道府県、市区、郡部）

二　産業横断的集計のうち売上（収入）金額等第一―一表（産業（中分類）、経営組織（三区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、一事業所当たり従業者数、一事業所当たり売上（収入）金額及び従業者一人当たり売上（収入）金額―全国、都道府県）

三　産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち産業編（都道府県表）第五表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）